

閱覽用

令和元年 第10回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和元年10月2日  
神崎市農業委員会

## 令和元年 第10回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月2日(水) 午前9時30分開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 1名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	欠
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

### 4. 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

12番 真島 満委員 13番 吉浦文雄副会長

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 非農地証明について 2件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 151件

議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査について 4件

報告第1号 非農地通知の発出について 1件  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 6件  
報告第3号 農用地利用配分計画の認可 農用地利用配分計画関係について  
1件

#### 5. 説明のため出席した職員

##### 【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利  
農政農地係 係長 大隈裕次  
農政農地係 主事 藤原 碧

##### 【農政水産課職員】

農業水産振興係 主査 内村 弘  
農業水産振興係 主事 山田昇平

#### 6. 会議の概要

(開会)

##### 事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、ご多忙の中、台風接近の影響も懸念される中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和元年 第10回 神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長のご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

##### 会 長

おはようございます。 10月になりました。 もういよいよ、暑い暑いと言っていた夏から、やっと先日赤とんぼを見まして、やっと秋になったかなと思いました。

本日は、第10回の農業委員会に、皆様お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、令和元年 第10回神崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(農委会議規則「第8条 開会・休憩・延会・閉会は議長が宣告する。」より)

(総会の成立)

##### 事務局長

本日の出席委員は12名です。

欠席届が11番 田淵委員より提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(農業委員会等に関する法律「第27条第3項 総会は、全委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」より)

(議長登壇)

### 事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくお願いいたします。

### 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

#### ○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、12番真島委員と13番吉浦副会長を指名します。

よろしくお願いいたします。

### 議長

#### ○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

### 議長

#### ○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 非農地証明について 2件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 151件

議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査について 4件

報告第1号 非農地通知の発出について 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 6件

報告第3号 農用地利用配分計画の認可 農用地利用配分計画関係について 1件

以上、6議案の167件と、3報告の8件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町的 字〇〇 〇〇番の田1筆 984㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年3月30日の完了予定となっております。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月19日に決定済みであり、農地区分については、申請地は「第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅などの施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること」と判断され、第2種農地に該当しますが、農地転用許可基準は、「用地選定を行った上で周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて、隣接地土地所有者や地区の同意も得てあります。説明は以上です。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお願いします。

## 10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

おはようございます。10番の福田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、先月の30日に現地の状況や転用の内容などを調査しましたが、申請地は県道に隣接しており、適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されております。

地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議を、よろしくお願い申し上げます。

## 議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(9番 森田委員 挙手)

議 長

9番 森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田です。この申請地の横は、たぶん水田と思います。そこで水田を、耕作地をですよ、農薬散布か、それから騒音・・・、結果的には朝早く耕耘したり、稲刈りもひょっとすつき遅くなったりしたときの苦情とかないでしょうか。

いやまあ、自分の地区じゃなかったですが、三瀬の方ですね、別荘地の横にですね、いっぱい別荘地のできてですね、そいで夜間に水がなかったもんで、夜遅う水田に水入れて耕耘しよったぎ、その住宅地からやかましかとか、朝早う作業しよったら、なんか苦情が出たということです、どがんやろうかなあとって質問したとです。

議 長

事務局、なんかありますか。

事務局

今回の申請につきましても、他の案件と同様にですね、隣接地の農家の方の同意を、同意書でもらっておりますので、そこら辺を含めて、同意をいただいたとの判断をしております。以上です。

9番 森田委員

この申請地であれば、隣で農作業とかする場合は、必ずなんかあると思わっけん、そういったことを考えてから事業ばしなるとやろうかなあと思うたけんですね。

議 長

私もですね、現地を視察したんですけどね、もう横はトラックとかの通ったりする県道ですからね、そこでうるさい。とにかく農業自体のあれは、そんなにトラクターやコンバイン使っては、年にそんなに回数ないから。

むしろ、道ばたの騒音の方がうるさいんじゃないかと。だから、〇〇としても、そこは横に県道が通っているけんという条件の中で選ばれるからですね、まあ、もちろん敷地の中に入るにしても利便が良いとか、大きい道があるとかで選ばれるとかあるからですね。

(6番 中原委員 挙手)

6番 中原委員

私の地区もそうですけど、各地区では共同作業でしよっけんですね、生産組

合から地区に、何の作業はいつしますって連絡しよっけんですね。

**議 長**

そうですね。 そうされよったらですね、〇〇の方にも、何日にとか明日に何の作業ばすっですからお願いしますとふれてもらったらですね。 薬かけますよっとかね。

**9番 森田委員**

そう心がけちゃつきよかですけど、苦情受けたって話を聞きよっただけですね。 後から住んだ者が強かけんってですよ、気になったとです。

**議 長**

いろいろあっですけど、必要な連絡はしていただいてですね、日頃から地区での話の場を持っていただきたいと思いますね。

他にありませんか。

(なしの声あり)

**議 長**

よろしいでしょうか。 それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

**議 長**

これより採決します。

議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

**議 長**

次に、議案第1号、受付番号2番を審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】**

議案第1号、受付番号2番、申請地の所在は千代田町境原 字〇〇 〇〇番の畑1筆 606㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、ここで議案書の訂正をお願いしますが、完了予定日を令和元年11月30日に訂正をお願いします。 申し訳ありませんが訂正をお願いします。 事業は

令和元年11月30日の完了予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月19日に決定済みであり、農地区分については「第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅などの施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること」と判断され、第2種農地に該当しますが、農地転用許可基準は、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などにつきましては、5ページと6ページに添付しております。

6ページに添付しております土地の利用計画図の左側半分が今回の転用申請にあたる部分となっております、〇〇用地として確保してあります。

参考までに、右側半分につきましては宅地地目であり、申請者が取得され、会社の寮として利用されることとなっております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて、隣接地土地所有者や地区の同意も得てあります。説明は以上です。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号2番について、地区担当委員のご意見をお願いするところですけども、本日、委員が欠席されるので、委員の意見を事務局に委任されていると伺っております。事務局よりお願いします。

## 事務局

それでは、地区担当委員の意見について、事務局より申し上げます。

当該申請地につきましては、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます、ということでした。

## 議 長

はい。意見が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

よろしいですかね。質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)



## 議 長

これより採決します。

議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

## 議 長

次に、議案第1号、受付番号3番を審議します。

事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

議案第1号、受付番号3番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の畑1筆 1, 577㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年3月31日の完了予定となっております。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月19日に決定済みで「中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であることから第2種農地に該当し、転用許可基準としましては、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となっております。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金関係の証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いように計画されていて地区の同意もありますので、問題ないと思われれます。 説明は以上です。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号3番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見を申し上げます。

## 6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。 第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

#### 議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番 樋口委員 挙手)

#### 議 長

7番 樋口委員どうぞ。

#### 7番 樋口委員

7番の樋口です。ここ最近ですね、よく申請で、〇〇の敷地の申請っちゅうのがかなり出てきているんですけども、この〇〇を取り付けた後の耐用年数ですね、どれくらいあって、計画性っちゅうのがですね、例えば20年後は〇〇はどうなるんですかっていうような内容の把握はされてるわけですかね？

例えば20年後は放棄するってことになりましたら、結局、今、農業委員会で審議して認可しても、20年後にはまた、その放棄地が出たという繰返しをするんじゃないかという風なことを考えられますが、そのあたり事務局、どうなんですかね？

#### 議 長

事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

では、お答えします。一応、事業のシュミレーションということで、初年度から減価償却が17年となっておりますので、その間の、最初は赤字ではあるんですけども、一応、4年目からは黒字に転換という風な形で計画はなされております。

#### 7番 樋口委員

すいません。私が言った内容とちょっと違うんですが。

あの、要はですね、耐用年数が例えば20年であれば20年で、減価償却が17年って、もうどっちでもいいんですよ。その後ですね、20年後にその運営されなくなった場合、またここが放棄地になったりする可能性があるんで。

例えばこういう施設、例えば住宅であればですね、50年60年って建てる可能性が高いわけですよ。だけど、こういう施設に関しては、耐用年数に見合ったところで、例えば業者さんが引揚げましたといったら、またそこは放棄地となってしまうわけですね。だからそういうところが、また今度は農地に返されるっちゅうても、農地には返せないというのが現状じゃないかと思うんですね。

ですから、その辺のやつを、どういう風に事務局としてですね、確認をされながら、こういう申請の受付をされているのかっちゅうのを確認したかっただけです。

## 議 長

こう言われてますが、何かありますか、事務局からは。 特段、そこについてのは……

事務局 （手持ちの資料等を調べている）

## 議 長

あのですね、私も県の常設審議委員会の中でですね、県下の中でもいっぱい〇〇への農地転用申請が出ているんですよ。 それで、私がいつも言っているのは、もう、県農業会議の事務局の方も好かん事ばオレはいつも言いよるけども、山林とか傾斜地関係に、結構南側の山林とかに杉なんかを切ってってね、そこに張付けていくわけですね、〇〇を。 そして、その後のことは何も県も考えてないんですよ、今のところ。

でも、その例えば、その杉林の下に、上の傾斜地のが崩れていったときに、誰が補償するかって？ そいぎ、その業者さんの責任があるんじゃないかって私はいつも言いよってですけどね。 ところが、県の答弁はですね、現状をそのまま動かさない限りは、例えば、ユンボ等でどんどん掘いたくったいなんたいせん限りは、業者さんの責任はないちゅうんですよ、責任区分としては。

だって、そこが現状と違う形になってって何十年も経ったときに、下に民家があっていっぱい住んどるやろうもんで。 ため池があるわ、側溝があるわって、市道の側溝が埋まったときにどうするかっていうのが、なかなか明快な回答がないんですよ、県でも。

そして、先日もその手の話が来たときにですね、結局、業者の方はですね東京なんですよ。 常設審議委員会の方でも、この間私はちょっと揉めたけれどもね、東京までどがんで連絡すつとかって。 例えば、東京の方からわざわざ側溝てんなんてん掘りに来っかい？て話になったわけですよ。

ちょっと話が長くなりましたが、はい。 申請者の方は、何か今の話については、特段何かはないでしょうか？

## 申請者

失礼いたします。 あの、すいません。 申請者の代理人の〇〇と申しますけれどもお世話になります。 今お話しになったことに関しましては、確かに耐用年数が20年とか、まあ、物に関しては決まっておりますので、その20年後どうするかっていうところは、また、この事業者さんの計画にもよると思うんですけども、利益を企業として出していけるということであれば、改修等してですね、また続ける、今回特に、20年の賃貸借とかそういうことではございませんので、一応売買をして取得されて、そこで〇〇をされるという計画になっておりますので、まあ、あくまで、ちょっとシュミレーションとしては20年というので出してはおりますけども、まあ、それが一応事業の永続性というのは、企業としてある以上はですね、続けられると思っている点が一点と、あとは、まあ、今回の事業者さんに関してになりますけども、全国的にいろん

なところですね、〇〇を展開されておりますが、全てで、あの、私たちはですね長崎県の方になりますけども、長崎県内においても、こちらの申請もそうですけども、基本的には特に造成等何もせずですね、あの一、その土地の形状のまま、〇〇を地中に埋め込まれてされるので、えー、まあその点草刈りとかそういうメンテナンスが必要となってくるんですけども、そういう今回の申請に関しましては、申請業者さんの長崎の方に大村支店というのがありまして、私も大村から来たんですけども、だいたい1時間ちょっとで、一応現場の方には来ることができますので、通常の草刈りのメンテナンスとか、そういう…側溝の掃除とかですね、そういったところは大村の方から、事業者さんがされるということで聞いております。 以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございます。 また、事務局から何かありますか。

**事務局**

申請者よりお話しおうと思っておりましたので、よろしいです。

**議 長**

はい、他にご質疑などありませんでしょうか。  
(なしの声あり)

**議 長**

よろしいですね。 質疑なしと認め、質疑を終了します。  
申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。  
(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)  
(採決)

**議 長**

これより採決します。  
議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

**議 長**

次に、議案書の9ページをご覧ください。  
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。  
受付番号1番を審議します。 事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】**

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町渡瀬 字〇〇 〇〇番の田1筆 785㎡となっております。

転用の目的や理由、申請人、転用目的などは記載のとおりであります。農振除外は平成23年12月19日に決定済みであり、農地区分につきましては、申請地は「第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること」と判断され、第2種農地に該当いたします。農地転用許可基準は、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などにつきましては10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いように計画されていて、地区の同意も得てあります。説明は以上です。

**議 長**

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の3番 城野委員のご意見を申し上げます。

**3番 城野委員 【地区担当委員の意見】**

3番の城野です。第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

9月29日に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、申請者の家に隣接して事業の目的に適した土地だと思われま

す。周囲の営農に支障は無く地区の同意もありますので、問題は無いと思われま

**議 長**

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

**議 長**

ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)  
(採決)

**議 長**

これより採決します。

議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書12ページからの、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

(7番 樋口委員 よろしいですかと挙手あり)

議長

7番 樋口委員、何かありますか？

7番 樋口委員

すいません、よろしいですか。7番の樋口です。

3号議案の中で、私の担当地区内の申請があるんですけども、この時に私は退席せんばいかんでしょうかね？今ごろ聞いて、すいません。

議長

委員さんの問合せに、事務局は回答願います。

事務局

あのですね、樋口さん自身が申請の当事者であったり、樋口さんは法人の代表を務めてありますが、その法人が申請関係者となる案件については、議事参与の関係があるため、退席をお願いすることになりますけれども、担当地区内の案件という事だけであれば、在席していただいて、ご一緒に審議していただきたいと存じます。

7番 樋口委員

わかりました。 すいませんでした。

議長

よろしいですかね。それでは、議案書12ページからの、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

先に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規程による、議事参与の制限を受ける案件を審議します。

議案書13ページの受付番号4番は、9番 森田委員が議事参与の制限を受けますので、森田委員の退室を求めます。

(9番 森田委員の退室を確認)

議 長

それでは、受付番号4番について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、受付番号4番を議案書を基に説明】

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書13ページの受付番号の4番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。申請地の位置図を16ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまます。説明は以上です。

議 長

はい、事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。  
(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。  
(採決)

議 長

これより採決します。  
議案第3号、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長

それでは、9番 森田委員の入室を許可します。  
(9番 森田委員の入室、着席を確認)

議 長

次に、議案第3号の受付番号4番を除く、受付番号1番から6番を一括して審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第 3 号を議案書を基に一括して説明】**

受付番号 4 番を除く 1 番から 5 番は所有権の移転、6 番は賃借権の設定で、申請理由などは記載のとおりです。

申請地の位置図を 14 ページから 17 ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま

す。なお、受付番号 5 番と 6 番は関連する申請であり、現在農事組合法人が借受けている農地の所有権移転を行うため、同法人の構成員である譲受人から再度同法人への貸付を必要とするものです。説明は以上です。

**議 長**

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。何かございませぬでしょうかね。

(異議なしの声あり)

**議 長**

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。

議案第 3 号の受付番号 4 番を除く、受付番号 1 番から 6 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第 4 号 非農地証明)

**議 長**

次に、議案書の 18 ページをお開きください。

議案第 4 号、非農地証明について議題とします。

受付番号 1 番を審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第 4 号、受付番号 1 番を議案書を基に説明】**

議案第 4 号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査や事実確認などを行った上で総会にて審議します。



受付番号1番、申請地の所在は、神崎市神埼町城原 字〇〇 〇〇番の畑20㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況の資料を19ページ、20ページに添付しております。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「四方が宅地・道路に囲まれており、宅地の用に供する施設が連たんしている」ことから第3種農地であり、長年周辺の営農に支障無く使用されていて、地区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合しております。説明は以上です。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いします。

### 6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。第4号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、現地の状況を確認しましたが、申請地は、長年、農地以外の目的で活用されていて、周囲に支障が無いよう管理されており、地区の同意もありますので、非農地証明に該当すると思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

## 議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員 挙手)

## 議 長

12番 真島委員どうぞ。

### 12番 真島委員

12番の真島ですけど、私は賛成とか反対とかじゃなく質問ですけど、資料の現況写真を見る限り、これはもう〇〇？でコンクリート張りということで、申し訳なかばってん、これは昔で言う無届転用ってことですから。

昔の無届転用と、山になって荒れとつとの、その違いってどうかですねえ…なんかねえ、こいないばもう無断転用して後で非農地してもらったがいいんじゃないかってなるけんさい、これどっちかっていうぎさい、4条で〇〇にしてまーすってさい。そして今は知りませんが、昔は、すいませんって詫び状ってなんて言うのですかね、あれ書いてしよったですよ。今はどうされるか知りません。私もそいばせろせろとは言いませんけれども、無断って、その辺がどうされるのか、ちょっと聞きたいと思います。

## 議 長

えーと、事務局より、よかですか。 説明を。

## 事務局

一応ですね、事務局としては、先ほども申しあげましたように、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合しているかどうか判断しております。

で、過去20年、おおむねですね、にわたり実際の〇〇としての課税がなされていると、そういうような事実を、その中の条件に入っておりますので、そういったところで判断しております。 以上です。

## 12番 真島委員

課税状況とか判断しちゃつとるやろうけど、無届けでして20年経過したらこいでよかない、やったもん勝ちで、詫びらんでもってなつきいかんねと思うけんね。

## 議 長

たぶん、そいけんこれは忘れてあったと思うさいね。 この〇〇ば建つっ時に、そんな時は、たぶん〇〇の建築申請ばあげてあると思うけんね。

でも、ここの三角の土地ば通らんと〇〇さい入られんごたっ状況だね。

## 12番 真島委員

故意じゃなかろうばってんね。 気づいとらんってことやろか？ 後で申請すつきよかろうと思うてとか、そのまましてしもうたとか？

## 議 長

〇〇ば建つっときに、〇〇の申請の仕方ばどぎゃんしなったこっちゃいね。 てっきり忘れて…、ここは〇〇になつとるもんって思うて、そいで申請をしなったこっちゃいね。

(6番 中原委員 挙手)

## 6番 中原委員

そこは、申請者の息子さんの建てなった〇〇で、そんな時に敷地は申請者であるお父さんが誰かに頼んでしてもろつとったと言われたんで。 誰れじゃい、ちゃんと仕事のできる人やつととやろうけど、この前、〇〇の敷地を息子さんに名義替えしようとしたときに、この土地があつとがわかって、農地やつたつてわかって、どがんしゅうかってなって、そいから相談したつて言いんしやつたですもんね。

(12番 真島委員 挙手)

## 12番 真島委員

農振除外とか必要となる案件ないば、そいば出して、そして転用申請は忘れ

てしもうといなっことは、ときたまあるって言いなっけど、こいはどっちもしといならんで、今わかったってこと？

そーんない、反対に、どがんで建てられしゃんやったやろかと、不思議ねえって思うとですよ。

## 議 長

それけん後で気づいて、今回こうして出してあるとけんですね。そのままほったらかしにしといならんけんね。 あら、しもうた、こりゃしとかんばでけんばいってね。

やむおえんもんね。 今回こげんして出してまろうとっけんね。 認めんことには〇〇に入られんけんね。

他にございますかね。

(5番 八谷委員 挙手)

## 5番 八谷委員

ちょっとよかですかね。 全然違うことかなとも思われることなんですけども。 5番の八谷ですけど、この頃農地パトロールの方でまわったときに、地目は田でですね、けれども現状は駐車場として、ちょっともう屋根付きの駐車場になっているような土地がありましたけども、そういったものに対しては、私たちがどうこう対応していくべきなのかなって。 一応、農振除外とかそういったことをしてくださいって住民の方に指導するべきなのかどうかというのが、ちょっとこの頃農地パトロールの中で思ったところなんですけども。

私も初めてなんで、わからんやったもんで、そこら辺を良いアドバイスがあればお願いしたいと思ひまして。

## 議 長

事務局から、そういった指導的なことがありますか。

## 事務局

はい、ご意見ありがとうございます。 農地の現況把握は、これからも随時、みなさま方と推進委員さんとの共同で行っていただく通常の活動だと、継続的な活動だということを取組んでいただきたいと思いますと思ひしております。

今、八谷委員さんが言われましたような現状を確認されましたとき、私ども事務局の方と情報共有していただいて、事務局の方で、やはり確実に農地地目であって、それで無届転用であるのか、または、許可は受けてあって転用であるが地目がそのままになっているものなのかを、事務局で確認してから、また委員さん方と情報共有してから対処していくっていうようにさせていただきたいと思いますと思ひしております。

その指導については、例えば通知などを相手に行いますので、委員さま方特別してごさいよってことは、例えば、それがちょっと面識がある方とか、相手がわかりやすい方や、地域の生産組合長とかに情報共有することとかについては、委員さま方をお願いすることが良いつてときはお願いすると思ひます。

委員さんが最前線で何かやってくれたいってことは、そこまでは私どもも求め切らんとは思っておりますが、情報をいただく、共有していただくって事はお願いしたいと思っております。

そして、八谷委員さんの見つけれられた現場は、私も知っている案件じゃないかと思いましたが、それでしたら過去にもう指導等をさせていただいている方だと思しますので…。

今も情報ありがとうございます。こちらでも再度お話しさせていただいて、調べたいと思っております。以上です。

**議 長**

まずは連絡をしてもらってことでしょうかね。

**事務局**

情報共有をお願いしたいってことです。許可は出とつても、転用後に地目ば変えてらっしゃらないってことがあつてから。そこは間違えて指導せんごと、いっぺん確認させてくださいってことをお願いしたかです。

**議 長**

うんうん。 よろしいですかね。 他にございませんでしょうか。  
(なしの声あり)

**議 長**

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。  
(採決)

**議 長**

これより採決します。  
議案第4号、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)

**議 長**

賛成多数であります。 よって本案は、原案のとおり承認します。

**議 長**

次に、議案第4号、受付番号2番を審議します。  
事務局の説明を求めます。

**事務局【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に説明】**

受付番号2番、申請地の所在は、神崎市神埼町城原 字〇〇 〇〇番の畑131㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況の資料を21ページ、22ページに添付しております。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「第3種農地になることが見込まれる区域」として、宅地化の状況が住宅の用に供す

る施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること」から、第2種農地に該当しますが、長年周辺の営農に支障無く使用されていて、地区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合しております。

説明は以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

受付番号2番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いします。

**6番 中原委員 【地区担当委員の意見】**

6番の中原です。 第4号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況を確認しましたが、申請地は、長年、農地以外の目的で活用されていて、周囲に支障が無いように管理されており、地区の同意もありますので、非農地証明に該当すると思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(なしの声あり)

**議 長**

よろしいですかね。

(あらためて、なしの声あり)

**議 長**

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。

議案第4号、受付番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり承認します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

**議 長**

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

1 ページの総括表について、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

##### 利用権設定関係総括表

神埼町 新規 3件、再設定28件、計31件

内訳は、田92筆 167, 127㎡、畑5筆 2, 125㎡、合計97筆 169, 252㎡

千代田町 新規 4件、再設定116件、合計120件

内訳は、田457筆 896, 915.58㎡、畑2筆 296㎡、合計459筆 897, 211.58㎡

神崎市 合計 151件

内訳は、田549筆 1,064,042.58㎡、畑7筆 2,421㎡、合計556筆 1,066,463.58㎡ となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

#### 議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分の番号1番から3番までについて審議します。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局 【議案第5号、議案書の集計表を基に説明】

議案書2ページの神埼町新規 1番から3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用内容、設定期間となっております。

設定する内容は、田 13筆 18,834㎡、畑 2筆 1,768㎡、合計 15筆 20,602㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑はないようですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページから5ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の番号1番から28番について審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第5号、議案書の集計表を基に説明】**

議案書3ページの神埼町再設定 1番から5ページ28番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 79筆 148, 293㎡、畑 3筆 357㎡、合計 82筆 148, 650㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。 よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の番号1番から28番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、6ページの、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番から4番について審議しますが、先に議事参与の制限を受ける案件を審議します。

番号3番は、7番 樋口委員が議事参与の制限を受けますので、樋口委員の退室を求めます。

(7番 樋口委員の退室を確認)

議 長

それでは、番号3番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、番号3番を議案書を基に説明】

議案書6ページの、千代田町新規 3番の申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆 1, 494㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ないでしょうか。 よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。



議 長

それでは、7番 樋口委員の入室を許可します。  
(7番 樋口委員の入室、着席を確認)

議 長

次に、千代田町、新規分の、番号3番を除く番号1番から4番までについて審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の集計表を基に説明】

議案書6ページの千代田町新規3番を除く1番から4番の申し出について説明します。

設定する内容は、田7筆 13, 846㎡となっております。  
その他の内容につきましては、記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

議 長

ありませんか。よろしいですかね。  
(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。  
(採決)

議 長

これより採決します。  
農用地利用集積計画、千代田町新規分の、番号3番を除く番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、7ページから18ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の番号1番から116番について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の7ページの、千代田町再設定1番から17ページ116番の申し出について説明します。

設定する内容は、内訳は田445筆 881, 575.58㎡、畑2筆 2

96㎡、計447筆 881, 871.58㎡となっております。  
その他の内容につきましては、記載のとおりです。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。  
(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終了します。  
(採決)

議長

これより採決します。  
農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から  
116番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課 入室)

(農振除外申請事前審査関係)

議長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。  
議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査について議題とします。  
議案書に基づき、農政水産課の説明を求めます。

**農政水産課 【議案第6号、議案書を基に説明】**

農政水産課の山田と申します。議案第6号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明いたします。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町1件、神埼町3件の、計4件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順に従って説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、千代田町 用作地区の〇〇として、田1筆で面積2,921㎡となっております。

2番は、神埼町 田道ヶ里地区の〇〇として、田計3筆で面積3,768㎡

となっております。

3番は、神埼町 城原地区の〇〇として、田1筆で面積528㎡となっております。

4番は、神埼町 的地区的の〇〇として、田1筆で面積396㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神埼市農振除外申請による説明は、以上です。

## 議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

## 議 長

ちょっと農政水産課さん、私から質問させてもらってよろしいですかね。

この今の、用作の件なんですね、〇〇の件ですよ、この敷地は、ここは元の家を除いたところの敷地ですよ？

その後、隣の農地との、ここを埋めて高くなるんで、雨水等が隣の農地へ流れるっていう、そういうことはないんですよ？

側溝かなんか入るのかな？ ちょっと、図面見てもよくわからんけども。

## 農政水産課

もう一度確認ですけれども、隣接農地に対して側溝を入れるとか、そういうことのご確認でしょうか？

## 議 長

うん、例えば雨水が出たときにさいね、隣の田んぼに水が行かんように、側溝とか、ブロックを一段高くするとか、そういうことの、あれはしてあるのかなっていうことで聞いてみたくてね。

## 農政水産課

一応こちらの図面によりますとですね、コンクリートブロック積みを行うということになっているかと思われま。開発にあたっては、諸関係機関より適切な指導を行っていきたいと思っております。

## 議 長

ブロックで、こう、積むってこと？

## 農政水産課

ええ、ブロック積みでそれなりに、必要な高さに行うということで…

## 議 長

それなら、隣の田んぼに雨水が行くってことはないわけよね。それで止める

わけけんね。

## 農政水産課

道路側のU字溝に行くってことに、そのような設計になるかと思います。

## 議 長

はい、わかりました。他に質疑ありませんかね。  
(12番 真島委員 挙手)

## 議 長

はい、12番 真島委員どうぞ。

## 12番 真島委員

12番の真島です。ただ字図の確認ですが、何ページきゃん？番号3番です。これは字図には水路のあっぱってん、その前ページの位置図には、こいには水路の入とらんじゃん？

こいは水路のあつとか、なかとやあんみやあもんね。私が心配しよつとは、もし現場に水路のなかぎんた、水路を埋立ててしもうとって、そして〇〇ば造成するとか拡幅とか、そういうことの問題になっけんがなあと思うけん。

こい、個人の水路になつとつとかな？水路て普通国有つつうか、神崎市になつとつと思うばってんが…。

## 農政水産課

お答えさせていただきます。こちらの水路につきましては現況はございます。こちらの位置図がですね、ちょっと細かいところまでは表示できていないところが非常に申し訳ありませんが、現状としては幅1m強の水路がございます。

で、実際、なかなか草に覆われているような水路ですので、現場のすぐそばまで行かないと確認できない程度ではございますが、確実に水路はございます。

## 12番 真島委員

はい、わかりました。要はあちこちですね、公有水面を埋立てて、〇〇を増設して、そいでトラブルっていうて、そして神崎市がさい、市町村が中に入って仲裁せんばいかんとかが、過去にもいっぱいあつとつけんが、トラブルがないようにしてもらいたいと思っています。以上です。

## 議 長

はい、よろしいですか。他にございますか。  
(なしの声あり)

## 議 長

よろしいですかね。  
(同意の声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。  
(審査採決)

議 長

議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり承認します。

議 長

以上で、議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査を終わります。  
農政水産課の方は、お疲れさまでした。 どうぞご退席ください。  
(農政水産課 退室)

(報告第1号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。  
報告第1号、非農地通知の発出について報告します。  
番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものです。

今回非農地通知する土地については、1ページに記載のとおりです。

名義人:岸川チエ氏他2名、土地の所在は神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番の1, 729㎡となっており、場所については資料2ページ、3ページをご覧ください。

現地は、既に非農地化していることを確認いたしました。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

(12番 真島委員 挙手)

議 長

12番 真島委員どうぞ。

12番 真島委員

すいません何度も、12番の真島です。 こい、さっきの議案第4号とどぎ

やん違うとかね？ 第4号で非農地証明ってことで皆さんに承認いただいて、今回のとは、これ発行しますって、これ、どがん違うとかね？

前に確認したとば、もう、発行したよってことかな？

### 事務局

今、8月等に行っていたいただいた遊休農地調査の中で、荒廃農地であると判断されたところについて、本人の申請があって、それを再度現地確認した上で行うのが非農地通知となります。

### 事務局

真島委員さん自身も、前にご相談されたんですけども、〇〇としては、前の非農地証明のときは農地法をわからんでやってしもうた、家の先が畑地目やったけど〇〇と思ってしてしもうた。で、周囲に影響なく、周りも同意しといて、課税も一定期間以上宅地として扱われとったけん、という基準に照らし合せて非農地証明の適用をしよっとです。

今件は、ずっと管理しよらんけん荒廃してしもうとととです。復旧困難な荒廃地なんです。ですから、それに対して所有者から申請のあったけんが非農地通知ばしよっとです。

紛らわしいですね。どっちも「非農地」、「非農地」ですけんね。こいは、どっちもちょっと違うっていうことをご理解していただきたいんですけど。

いわゆる自然荒廃ですね。自然荒廃で、周辺の農地に対して非農地化することに影響がない区域にあるところで、本人さんたちが現況の原野とかで登記をしたいというところで、そういった申出のあったところでやるのが非農地通知の発出になります。

### 12番 真島委員

そんない、私が行ったのは非農地通知だったとね。

### 事務局

そうです、真島さんのは山林・原野化しとったですよ。それについては、現況の原野などで管理すっけん登記ばしたかって、そいけん現状で認めてくいろってことでしたんで。

さっき係長は今年の調査でって言ったんですけど、調査は毎年しよっけんが、この土地は、しばらくずーっと荒廃農地で捉えとったととです。

以前から、最低でも28年度からは非農地化やむなしの農地として捉えとったので、それについての判断を、今の委員さんにも改めてしていただいたということになります。

すいませんが、よろしいでしょうか？

### 12番 真島委員

他の方、わかったですかね？

(13番 吉浦副会長がマイクを持ち)

**13番 吉浦副会長**

その、植えてしもうて山になつとつとの非農地と、宅地とかにしてしまつとつとの非農地ない、同じやなか…。

**12番 真島委員**

わかいなつたですかね？ オイは、自分の例ば言われたけんわかつたけど。

**議長**

もう少し、わかるようによかですかね。

(2番 末吉副会長 挙手)

**2番 末吉副会長**

何じゃいやつてしもうたとと、ほつたらかして原野んごとなしてしもうたとと、どっちも現状農地になつたらんけん、こがんとは現状で適切に管理しんさいよ。そして、ちゃんと農地として守つていこうてすつところを、はっきりしんさいよつていうことじゃないかと思うね。

**事務局**

ありがとうございます。ただし自然荒廃でも、自然荒廃してしまつて、今は雑草、雑木が繁つてモヤモヤつとしてしまつとつけれども、周辺に農地の繋がりがあつるところでは、そこば非農地化すつぎ、周りの営農に影響を及ぼしてしまつてことならば、農業委員会は、非農地化じゃなくて遊休農地として改善に努めてくださいつて、そういうことをお願いすることになります。

まあ、ちょっとそこのさじ加減が、ここはできつけど、こつちはできんつていうのがあつて悩みどころなんですけど、逆に委員さん達も現地を廻られてから、こいどぎゃんやろか？つてあつたと思うんですね。でもここば荒かしとつぎ周りには影響のあるねつていうところは、やはり非農地化、非農地通知はあり得ないつて思うつててください。特にそこが農振・農用地であつたらですね。

だからこれは、案件の度に、私たちはいろいろな判断材料を持って、お互いに相談しあつてから適切に対応していかなつて思つております。

**議長**

うん、むずかしかねえ。

**事務局**

同じ「非農地」つて付くけんが、自分たちもどつちの取扱いをするかつてですけど、通知の方は、あくまで遊休農地調査でここは荒廃してしまつた農地として、皆さん方の判断の元であがつてきたものを根拠としています。

(8番 國部委員 挙手)

## 8番 國部委員

すいません。これは本人さんからそうしてくださいっちゅう要望のあったからしといなつたとですよ。 こっちはせんとですよ。

## 事務局

はい、あの、申請があがっています。

## 8番 國部委員

そして、現地調査の調査結果を元に判断しなつたですよ。

## 事務局

そうですね。まあ、事前にご相談いただいて、そして調査の取りまとめた情報を確認めまして、えー、もちろん今まで捉えなかつたりしていたところは、そういうところも含めて相談は受けるんですけど。

(4番 野田委員 挙手)

## 4番 野田委員

今のお話ですけども、まあ私の地域も中山間地域で荒廃化した農地のいっぱいある訳なんですよ。 また、小屋を建ててある土地や資材を置いてある土地もあった訳なんですよ。 調査表をもらって、推進委員さんと事前に調べよつたら相当数荒廃地の地番のあがっていて、それが私の地区が大部分やつたですから、これはどうした方がよいもんかなあと考えよつたのですが、非農地通知は荒廃地を山林・原野化した現況に合せた管理をして、逆に周囲の優良な農地に悪影響の及ばんごとしなさいよと、そして、その他の今後も耕作していかなば農地、いわゆる、これからも地域の農業生産性を確保するために必要な守るべき農地を明確にしていくために必要な措置と言えるわけですよ。

ですから、個別に個人が申請するんじゃないくて、周囲とか地区とかが協議してから申請したら、その農地の明確化に繋がると思うですよ。

個人でするとは、また労力とか、手続きが知らんことばかりで、なかなか進まんってこともあるかもしれんので、非農地通知の制度があるならば、それを知ってもらってとかして、進め方があるんじゃないかなって、これを進めることに取組まなきゃいかんかなあと思ったところなんです。

## 議 長

うん、そうですね。　そうですね。

## 4番 野田委員

そして、さっきも言いましたが、私の地区は中山間地域で、田んぼとして使われん土地はみかんとか畑にして、そこが今、手のかけきれなくなつてしまつて荒れている。 逆に、使われる土地は田んぼにしていて、圃場整備も行つていて、そいけんが、絶対守つていかなばところはどこかというのは、そのことはみんなわかつとって、意識を持っていると思うとですよ。



さきほどありましたけれども、私どもはですね、地域の田んぼがあったとですよ。青年団が耕作して、活動資金ば得るためとかに使いよった農地がですね。ところがそれが、青年団の活動が停滞し、しなくなって、そいで誰も耕作しなくなった。そしてその後荒れとった訳なんです、事務局とかも情報のきてあるんじゃないかと思うんですが、その土地をきれいにして桑を植えようと、健康志向もあって桑のお茶を作ろうと、桑をですよ。そしてそこを畑にしようとする、グループの立ち上がってですね、会長も元職員で、そしてその土地が7aくらいですかね、そこをですね、重機を使ってきれいに整備をしようとするよ。

そういったですね、荒廃地も活用でくるところはですね、何とか使っていつてですね、そのほかの大部分のですね、もう復元できんような山の方の荒廃地はですね、とにかく、もう何年も何年も管理しとらんけん山ですよ、雑木や竹藪や原野やらでずーとつながって、とてもどうこうされるもんじやなかごた状況ですから、非農地化を地区の理解を得てから、出来るところからしていつて、そしてまた理解を増やしていつていかんばいかなやなかかと思つたところですね。

## 議 長

うん、そうですね。

(12番 真島委員 挙手)

### 12番 真島委員

あのですよ、荒廃農地っていうのは管理しきらんで何年も経ってしまつて、農地パトロールによって確認して、これはもう農地には戻せんよつてなつたところであつて、そいで非農地通知の申請ばするとであつて、無届けやつたい手続きわからんで転用してしもうて何年でんたつたところとは違ふ訳で、こりや農地パトロールの対象外ね。

## 事務局

そうですね、どっちかと言つたらですね、届出しとらんでこうしてしまつたよつということなんで、荒れとつとじやなかですね。遊休じやなかですよ。

正直、無届けで転用とかやつてしまつたものなんで、ちょっとそこも…、そのことは、また11月の委員の合同研修会やるんで、ご質問とか受けるかなと思つているんですが、そのときお答えできればと思つております。

### 12番 真島委員

見るからに山林になつとつとこよね。

## 事務局

もう、原野・山林化しとつところ。農地復元はもう難しくなつとつて判断してあるところで。

(2番 末吉副会長 挙手)

## 2番 末吉副会長

そいけん、非農地化っていうのは、何年も管理しとらんけん、耕作条件の悪かけん荒廃して、荒廃の進んでしまっているものよね。

そうですね。そしたら非農地化は、農振はあくまでも被っとききできんやったよね。いや、変わったかな？ 今どがんなとととかな。

## 事務局

えっと、農振については最初はですね、農振除外地じゃなからんばいかんっていうのがありました。ただ、全国的な運用の進んだからでしょうかね、非農地通知をしたっていうことがですね、農振除外をするっていう理由の一つになるっていう通知が出されました。

ご経験があるんですけど、真島委員さんのケースの時は、農振除外をなさってから、非農地通知を申請されていますけども、非農地通知をしたからといっても、必ず農振除外ば届出んばじゃなかよっていうような運用についても、農政水産課の担当には通知の来て、農振法の運用にはそのようにあったそうです。ただし、その土地で何かをする場合には、そこで農振法による一応チェックがかかるということです。

ですから、私どもとしては農振・農用地じゃない、農振除外地であるところでお話ししていることが多いんですけど、やはり、農振除外の方も、区域からの見直しを求めてくださいっていうことをお伝えしています。ひょっとすれば委員さん、推進委員さんの活動で、これだけは農地化が難しいというような一区画があるとすれば、そこでもっての農振・農用地計画の基本的な見直しについてのですね、指標の一つになると思いますので、農地利用状況調査の内容は毎年毎年農政水産課と情報の共有をしております。ただ、業務量としては相当なものとなりますので、その判断は農政水産課の方も苦慮されていると思います。

(12番 真島委員 挙手)

## 12番 真島委員

一応ですよ、今は農振除外ばしてから非農地通知を申請してくださいってしよいなととでしょうが。だからこれからは脊振でも農振除外ばせんでも非農地ば発行すつと？ そいとも、今までどおり、まずは農振除外ばしてから非農地申請ばしてって、やっぱい除外すつとば相談せんばよって、そうして非農地通知は発行した方がよかろうもん。基本は、農振除外ばしてからですよって。

(2番 末吉副会長 挙手)

## 2番 末吉副会長

非農地化は、あくまで荒廃農地って捉えたところに限るとやろうし、その判断は農地パトロールでやって委員が把握したところで、結果は農政課にも示しとるってことやろうけん、農振除外も根拠のあつとやろう。そうやろう？

## 事務局

はい、その情報共有もやっているの。今のところ真島委員さんみたいなケースが脊振でも続いてあります。もう農地以外で管理するから農振は見直してくれって申請をされています。

## 2番 末吉副会長

そいけん、荒廢地の周りでぐるっとさい、見直し申請ばさるつきさい、そいがよかばってんねえ。

## 事務局

野田委員さんも言われたですけど、地域として取組まばってあったら、それは相当のボリュームになるので、それについては、私どもは通知の事務をきちんとしますし、農政水産課側としては、農振の計画としては見直しの…やっぱり見直しのご相談をしていただきたいと思います。

(9番 森田委員 挙手)

## 9番 森田委員

非農地化のところは、現地調査で見て判断した上でしょうけど、脊振は、そがんとこばっかいけんね。ようわからんけど、農振のときもまた農政水産課は現地ば確認して判断しなっとよね？

## 事務局

それは確実にさせていただいておりますし、ただ、やっぱり、推進上はすぐは難しいなっと。ボリュームは多かったら多かったで…、まあ大変だって言い方したらいけないんですけども、その辺は…

## 9番 森田委員

あまりにも大変けんが？ もっと非農地化してしまうから？

## 事務局

ただ、委員さん方も思われていると思いますが、守るべき農地をはっきりさせるっていうのが、この非農地化の業務の本当の意味だとは思っています。

## 議長

いっぱい出てくるやろうね。高齢化してね、人もおらんごとなって。

(12番 真島委員 挙手)

## 12番 真島委員

農政と農業委員会が合体してくいなっき、ほんによかばってんね。

(3番 城野委員 挙手)

### 3番 城野委員

遊休農地は、そこが荒れとったら周りに迷惑かかっけん、本人がするか、本人ができんやったら周囲や地区や誰かがして管理せんばいかんようなところなんで、そがんとば非農地化すつき大変だから、法人化するともそういうことを考慮して、少しでん長く地域の農地ば守っていかんばってことでしょうから。

### 議 長

あまりにも難しすぎる問題やね。単純に簡単にできることならよかばってん…

(12番 真島委員 挙手)

### 12番 真島委員

結局、脊振はですね、あまりにもそがんとこの多かけんですね、もう山ん中でんですね。そして農振除外だけでんですね、がばい期間のかかっつとですよ。だからよう聞きよっつとですよ。農振除外は半年以上かかっけんですね、前んとかつかえると、また延びっつでしょう。1年以上かかっけんですね。

実際脊振では、そがんとこばっかいですもんね。ただでくるって言っつたつて、もらい手のなかですもんね。

### 議 長

猪の、良か運動場になりよっつちやなかでしょうかね。隠れ場じゃいに。

### 12番 真島委員

もうですよ、相当放ったらかしとっない、そがんとこは木ば植えてくださいつて、荒らすよりですはね。

そしたら農振除外ば申請してくださいつて、まず登記書や字図でしょう。そして同意書ば取っつてくれ、現地の写真も撮っつてくれつて言いなっつですけど、申請しなっつ高齢者は、もう75とか80とかさい、写真撮っつたい字図取っつたいてん、なっつかなか難しかつとですよ。

(13番 吉浦副会長がマイクを持ち)

### 13番 吉浦副会長

ほんなごて、80でんなる人の、山ん中の田んなかのあっけんてさい、どこじゃいわからんごたつところに行つてさい、写真てん撮つてんさい、簡単にはできんつてね。

### 12番 真島委員

私でん約1年かかつたですよ、農振除外だけでね。そいけんが非農地通知ばでくつところは農振除外の申請ば免除してもらつた方がよかばってんねと思ひますよ。そいで農地法の、植林は4条か、そがんともですね、ほんと。

(4番 野田委員 挙手)

#### 4番 野田委員

私の地区はですよ、ずーとみかんを植えて栽培しよいなったとですけど、だんだん農家が高齢化等で少なくなって、今は数件しかしよいらんで、かなり広範囲で荒れてるのが増えよっとですね。 国土調査はだいぶ前にあっとっけんですけど畑になってますから、一帯ば山にしましよかってしても、まだ栽培する方と山に戻したいって方のとこの混在しとっけんですけどね。 前から荒れとったところとかは非農地化して、続けるところは守っていつて、地域で話合いつていかんばなつて思つてます。

(12番 真島委員 挙手)

#### 12番 真島委員

だいたい国土調査ではですね、現況主義でですね現況で地目ば変えらるつこともあるんですよ。 ただし、しちやつところとしちやらんところがあつてですね、もう30、40年前に木ば植えとつて、この頃やつと地目返還したけんがですとかね。

#### 4番 野田委員

そこを方法を活用してですね、適切にしていかるつき良かですけどね。

#### 議 長

はい、そうですね。 法的に縛られてて、それ以上なかなか進まないつていうことがありますね。

では、多く意見が出ましたが、この辺でよろしいでしょうか。

(委員から「わかりました」の声あがる)

#### 議 長

では、質疑が終了しましたので、報告第1号については報告のとおりです。

(報告第2号 農地法第18条第6項の通知関係)

#### 議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

#### 議 長

報告書の1ページと2ページの、受付番号1番から6番について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局 【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1 ページに記載の受付番号 1 番から 2 ページの 6 番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。よろしいですね。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。ないようですので、報告第 2 号については報告のとおりです。

(報告第 3 号 農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第 3 号をご覧ください。

報告第 3 号、農地利用配分計画の認可について報告します。

総括表及び集計表について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【報告第 3 号、報告書を基に説明】**

報告第 3 号 農用地利用配分計画の認可 農用地利用配分計画関係について説明します。

農用地利用集積計画により、佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについてご報告します。

1 ページの総括表を説明します。内容は、賃借権による利用権の設定で、千代田町の 1 件 田 7 筆の 13, 539㎡となっております。

これは、農地の出し手から農業公社へ利用権設定等を行った農地を、農用地利用配分計画によって地域の担い手や農事組合法人へ貸付けるもので、詳細を 2 ページに記載しております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ないでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、報告第 3 号については報告のとおりです。

## 議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和元年 第10回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。 長時間になりました。 ありがとうございます  
いました。

11時10分 閉 会